

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 22 議案第 20 号 多度津町道の路線認定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第 20 号 多度津町道の路線認定について提案説明をさせていただきます。

今回の新規認定 3 路線につきましては、香川県と多度津町及び丸亀市、坂出市、宇多津町との間で「さぬき浜街道の再編に伴う道路の移管に関する確認書」で確認された主要地方道丸亀詫間豊浜線部分のダブルウェイ区間の一部とルート変更による県道路線変更部分を多度津町道に移管するものであります。

資料として 1 ページの路線の移管内容、2 ページは位置図、3 ページは、認定箇所図でございます。番号①の認定路線名としては、町道 419 号線で、起点北鴨二丁目 569 番地 1 地先から終点栄町三丁目 772 番 9 地先までの延長 890 メートル、幅員 33.0 メートルから 7.2 メートルで、主要地方道丸亀詫間豊浜線の町道 277 号線交差点部分から県道多度津停車場道隆寺線交差点部分までの区間を町道認定するものです。

番号②の認定路線名は、町道 420 号線で、起点大字青木字宿地 749 番地 1 地先から終点京町 479 番 22 地先までの延長 1,260 メートル、幅員 22.0 メートルから 4.5 メートルでございます。この道路は、青木北山交差点より、京町キャッツ弁当店前の交差点までの一般県道山階多度津線の一部を町道認定するものでございます。

番号③の認定路線名は、町道 421 号線で、起点大字青木字宿地 768 番地 1 地先から終点大字西白方字宮ノ前 28 番地 3 地先までの延長 890 メートル、幅員 41.0 メートルから 7.5 メートルです。この道路は、青木北山交差点より浜街道宮の前交差点までの、主要地方道丸亀詫間豊浜線の一部を町道認定するものです。

以上の内容のものを、道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして、町道の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

以上議案第 20 号、多度津町道の路線認定について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。